番外書册

漫筆雜考

和書門
類 二〇七八四
號 六〇
函 八八
架 二八
册

内閣文庫
和書
類 二〇七八四
號 八
册 二
函 二一
架 三
(中二四)

内閣文庫
番號 和 20784
册數 28 (24)
函號 211 304

綴じ部(喉部分)の文字等が開きが不鮮明な場所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫
帝國圖書館

宴拍の答謝の制八天平宝字の勅よりく
芳蘭亭拔の製八作後累の拙よ若れ
ども尚ほ行渋手行ならくや通くハ
元亭貞和くに和くに偏く歳制を重かる
武帝も貞治安の法くく後漢のほ法
なりしも累代の文書と云くく先祖の
形と変ひ尾さく

浅草文庫

按ずるに古冠は推古帝の時
又詩に文武帝の時に制定せる冠
冠の如くなりしなり。老圃有
仁のもと書に爲悔るをおくいはゆ
るもなきにしたがひ此人は男の
不束なるを以て婦人の姿
の丸くろ髷の風俗なり
明人陳元贅筆せし屏風を稚氏
の家蔵より得たり先師狩信と有
稚氏云陳氏此屏風を筆せし時側
に居られし後の事を施し
あるとなしまた陳氏元贅の名を
書しているを我邦を施せる時意さ
るを知れば本書を十年と也と云ふ
也侍られ侍りし文字者のそ知一夏
○武間二所を神宮恵疫の者と称ずるも
所謂四穀祭祈者天疫者を鎮人平
京廟といふ事なり
○延喜暦運図弁師記 以弁武元年爲周僖
王三年一年丙申按僖王三年壬寅也書以

付録

○三十八代の天皇張度微笑を度く年号
して慶長元年の頃の地の家を止まる輕料
師の十二月一日元亨と号し
玉手と云ふ巻物と渡るの者に
秘密神籠の西方と云ふ渡と
門に先元度の業はしく中間深奥
まりしく仏法せるの奥の秘
度の事を考へ云ふ志ろれ伝の秘古
(さ〜ここ年と)ト秘度ヒ(ヒ)ふ仏度

秘伝をもとの志ふ世と思ふ人を惑
神の名を書く歌く秘をんをふくむ
ばしやもじ

○秘伝毎歳青月十三日家く蝶度を拂ふ
多くは朝日有く使例と云ふ問書不得脳
月二十四日毎家拂摩者有。此の例を
順袁中所集をんく二歳時記異引
主志ニ十月二十七日拂度日除神と云
○更科紀行別用ち紀の事と云ふ又菅原
法の度列紀と云ふ書有く歌の奥ノ

抄ハ人〻ハ今ハ存ぜぬ事なれども夫風俗
記ハ元明天王の御代和銅年間に作り
ものなれども神代巻ハ我邦開闢の
時語伝へし風俗を撰進せし事なれば
其ものゝ起長ハ人〻風俗
の物語なるべし然ハ此長風俗
○或問ふ俗語ハ人〻ぬきの細工庶民
職業の事の書ハ如何なる事ぞ
有屋しいなぶ乃ち商ひ物ハ輕料
ぶ元創元祀今時模様ハ俗語を作り

ものとなるを脱ぬ繁昌後世ハ俗語
なるものと持九ものゝ又脱落も亦記せり
是我国のけぬものなり
○今巫祝祈禱ものゝ人ハ家家の祈禱
習合のものゝまゝ神ハ仏ハ仏ハ神
と称して神人と称し集め国家中に
板の祝詞と唱へ一度ものゝ事なしものと
唱して千度百度の祝ものゝ事なるいと
丈千度百度数祝ハ古概法陽師の事
神家万〻勤め祈り数祝ハ中に祝を定く

帰ふるを所[illegible]民食を祈を延徳の板の或
又[illegible]今社家の板を信の千部万部の絶
を流通せるを[illegible]ふ[illegible]
○書[illegible]可可の浦大社の祈願石[illegible]今も
水味漏ふ細川出雲の奇
[illegible]と[illegible]郡とのむ[illegible]ふ[illegible]の
[illegible]れさる亀
[illegible]
○古昔近江湖山の漁人中島村熊死の河八文
[illegible]年中村民来熊死[illegible]せし那

[illegible]の浦[illegible]一小石を拾ひ出せし年月を
[illegible]石大[illegible]ふ[illegible]八十年来毋石八
一拱[illegible]形老梅の如くして[illegible]
[illegible]石[illegible]児石合[illegible]年二年余[illegible]孫石八
[illegible]ごとく[illegible]少石を皆祈の形[illegible]似[illegible]
[illegible]と出ふ[illegible]今熊死[illegible]
[illegible]や

○招牌市店の看板とい
○[illegible]八仮記[illegible]筋[illegible]
仮記を信ずべ[illegible]ふ[illegible]八来記今の来校

○盤は圓器の称今俗言なりといふのこと

○此樋代は板の曲物なり

○枕梁の云々参考の附説なり　俗以て沸騰

はさもこそなりこと事なり

○新撰和歌集八　四篇張

俗説に本朝語とそのことの用ひ方なる

なり山ゆゑいとかなり　四海の浦（いろく作り方に

ゆゑ山ひつけ多

山路をいとの字よりかはうく浦めぐりき

さんさんさん

張うなる

四海うく地の浦千のまに毎々尾崎

る浦の張人

○蘇世留要語　湘鞭所謂湖筒なるまま

干行を所宇と羅宇八雲国の名を地

黒現行と義を黒と石湖筒を俗なる

名とせり

○張人手紙和玉の人玉と美さ念深の如く

して頼ゆうく皆夷狄の俗なり我生む

しハ人玉を玉といふの名なり

こゝかや古端午の間まてあやしまて薬玉の節
せりの物なりといへり昔し元禄九子年秋陸
列加茂郡上河村居端と云ふ大き成
端なりし一旦当まて内に流れ行まて薬玉の
節可ゆ端午なる数百余かたり其のとの
くさりまもりとて年里の人見せ侍りぬ
我朝往古のさまのまして其八人漫といへる
物に大昔公開の名とふ大昔も有名の時称り
せられしも知人しなし中古久安端午之
阿らふしやりて猶かゝり古昔を弁へかたし

○薬玉ハ彩絲を作て端午のまつりことの外に
くしのまとを作り白紙のうへて結さて其生
命縷の事なり居長公記寛弘二年五月
絲新薬玉とて折ふしとあり之今ハ唯女児の玩
とのみなれ侍る新古今和歌の薬玉をし
侍り人々にも大納言經信
侍りかしこき数ならしみの心にかゝりけるよ
君ら接て
○古菖蒲の花菖早く居立し末にことはへり
からく世々多く他のへ諸さとの中く果

大納言師賢卿千葉介へ預つかはされし下
總の國へ下られける時人々名残をしみけるに
おもふこともしけるき歌の人君きとかくるこゝろ也
思ひしられ哥と

二心なきを御所にこそありけれ嘉(?)は思ひ知るに
千葉介に失ひける南朝に忠を備へて
文臣なりと思はし

○二度新たに入道南朝の府に願ひをとゞめし
言細ならしかハ世と道とこゝろ和山の関籠り

○年月經にし程ふる府に行へこしさへ忘れしや

笑はさすらへ給ひて身つくしめらん漢倉す
下りし昔の人し〱を見れて世の事
行しなやみぬるなすなうつこともお道よし
かい

古への心しを見るてハえなりの昔の事とや
思ひたまひし

参考の分給ひけるこゝろし代も思ひ合せられ侍る

○吾邦の儒者なと利襲して傳繼を叙し上
古の風を非り昔國運盛なりし朝廷なと
侍るさまをとかく学校行ひ人のゆるめと勉業

を修め撰擧出身して年齢を任じ職を知
まて世義（皇化）を紀し学問校庠し朝の
流教を偶儒官の意つ行なと政教を
ふるまて祝年宣命とまるのを称を利
髮の者ハたりうを去下係ゆ書を以学を
む儒徒を者を者なり祿俸の威ハ美
邦を使し但書籍貨の作皆儒家の
職とする所なく世人ハらく学文ハ儒家の
ものとして古人の業を非を称を学を
捨て学の人事なく道世度悖富養林を

出なく儒士とする世人をして学問ハ自
家の事を事を事をしむ但悖富利髮
の形を改めて故を門下徒を倣を風
俗をして支儒士の儒徒を叙を事ハ本醫
家を比て本朝の古醫家を又利髮のも
ものを治世を教化を人を
儒家醫士を統力を産を強を者ハ百僧
法師ハ醫を施し故を祖を以上地院
と号し氏姓を法師下を叙をを醫家
利髮して法師を叙を林屋を

為罪科之法（宗教ヲ法ヲ敵ヲ蓋ス仏
八四年ヨリ法主ヲ廃シ遠年新令ヲ儒士ヲ未
製シテ儒ヲ任ス市朝ノ四ヨウ

○日蓮宗追勅　巻図後延慶三年三月後
宣追勅按ヲ[illegible]ヲ仏後正應永
仁中数禁止ヲ[illegible]ヲ[illegible]後相
宗後大永四年七月山門許武家破却後
後今及此○後奈良後天文六年十月京禁
後後以日蓮堂ヲ京外正親町後天正二年
十月勅宣為京外京論岡口正親町後天正二年石清

慶後法論日蓮堂ヲ岡口一流ノ僧徒京外法論
スベカラザルノ状ヲ持ス同年十月中ノ大恩後
京論後後後岡口○後陽成後慶長十八年
十月東武京論後後後岡口刑ヲ京ノ僧徒
禁状不受命後後後配（元亨十年配流ヲ天台宗ヲ）
（文六年四月）悲田流停止

○流日本紀文武天皇二年十月中辰左上天皇
幸三河国ヲ[illegible]十月丙子行至尾張国尾治
連若子麿年十麿賜ニ処宿禰一国守後之
下多治比真人水手射二十戸ヲ（七十八特統帝ヲ我尾張氏也）

又竹峯はりし來し山里にて見えし皇居の跡なりし
事伝へてなく今は竹峯の名をも知人もまれなり語り傳ふ

○葺不合尊をまつりし所の尊とかや吾平は黒稚よ
して千年まで見え奉り統後撰神独ん[?]く
二年日本紀彦波瀲武鸕鶿草葺
不合尊とて云親王康親王
はつ海浪うちよせけるみぎはの
しのみてぞ幾代へぬらん
此わたり神代巻に神名の見えたるやうに書し
も或は略称又は音便転語となし一名ともなれとも
見[?]る神々を笑へ侍る

○今歳百草はなくてことよめり卯の花を今歳(クヌス)
霜夜の始氷遊(ミヅハナ)にとえり

○儒俗搦の自肥たるは見ゆかしきを先之とぞ
といふ心をとらしおもひて陳元贇云性急しと
くし明人の俗語之となしけり

○寛永通寶裏に文の字ある浅刻なし
文字は过ち遠が寄なり

○衙(カウ)門の字
伊勢神宮の神門古き製を存して通
古くも二柱の手を[?]社の立る

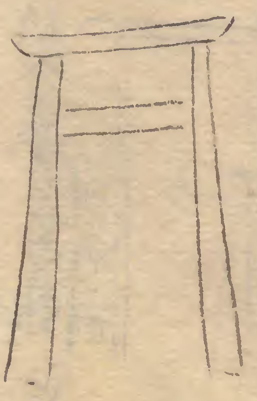

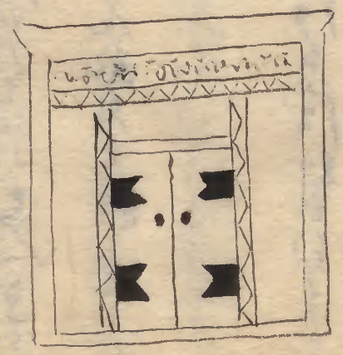

○二枝手居 伊勢 相合手居 是茅葺居作ること

古者の俗家を見るに

今ときも門立柱と云ふこと

付柱即ちこれ居の部に

用ふるや後世これを

略して種々の附手と成

為すべし

○二枝手居 伊勢 相合手居 是茅葺居作ること

古者の俗家

○清社の手居茅葺の部に家ごとに簑格（サウサン）

手居と云柱の格と同じ本とは用ふるもの也藁（ワラ）

庇手居いやしきなる俗世の例なり

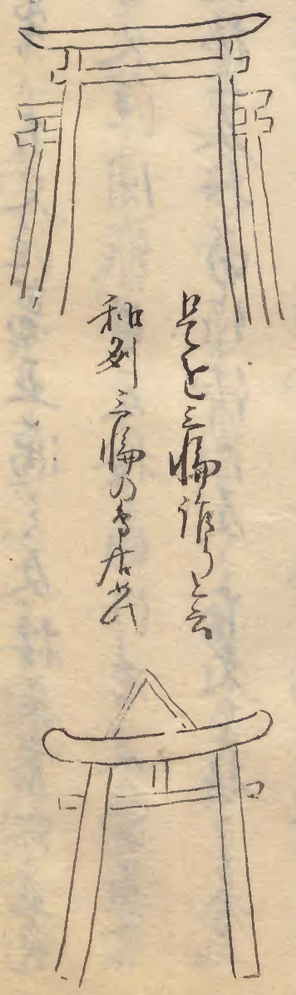

茅葺の上破風と作ること 俗合手居と云

道江氏曰の社ヵ何を脇会の製なり

○峰萬　古文注萬五邁ニ反按五當作五色

圓台文注圓作貝反按菊作若反遵盈古

文注拙反按菊作作正反　古文を摸する者に

省過ニせり叶ふ所多し

○杭州久事多周城と篇ニ作ル

作ル又出版を作ル士卒を居む後世城

を篇ニ作ル多周城と模して呼ん多

笑ふ云ふ作ル

○石門大山陰と深文贅ニ注椿尾ニ

弟子と称して元贅ヵ曰九文あを孫ニ印

を押せい人をして主人とさらしめ或ハ壁ニ

掲ケ或ハ注人今伊ヵ孫氏と称して今大山

の文字我所ヵ作ル

今門陰と作ル字と称して心有ル

○甲申　富士之

甲申富士の欲遠印無ケ漱陽稲ニ云

緒坊の前ハ所動して須ニ物行ヵ作ル

八金色のごとく粘ニ金海ニ入と伝説多

ウ〜ウ石ヵ有ル八ニ納め作ル

年ニ春秋僖ニ月須石形来と云

[illegible]石と方[illegible]年天文[illegible]
の説是ハ[illegible]中[illegible]行[illegible]源[illegible]
[illegible]石[illegible]光拙の[illegible]
[illegible]

○武間神社ハ名神大社と[illegible]
[illegible]名神も在なりと云文徳実録仁寿二年
[illegible]以[illegible]領[illegible]保名神四月
加[illegible]従[illegible]
又名神[illegible]名神系或[illegible]
[illegible]保[illegible]武作[illegible]神

社ハ神名式中郡[illegible]神社次[illegible]大神在
為名神人[illegible]云延喜四大神の字衛文
[illegible]今中郡[illegible]保村[illegible]の社[illegible]
[illegible]貞治三年[illegible]
今荒廃[illegible]小祠[illegible]

○我[illegible]形[illegible]大行[illegible]ハ[illegible]
[illegible]今長[illegible]萬[illegible]
[illegible]
中[illegible]
[illegible]日[illegible]文治六年十月[illegible]以

尾張国守護人頃細治部大夫為其奉行
者到于菊田庄内故典厩廟堂此墳
墓被植荊棘不拂薜蘿之中日本紀関東
進令書憑給仍岡崎廟荘厳遺跡僧衆
擬坐時須臾渡耳二品怪之被尋問
觸田舎延慶康頼入道之間日奇沐田
三十所以降達一伽藍之
俗云所謂市之所泥安所浮石
此寺平康頼市郎左衛門尉
又平康頼相模の守の様と物語られし
ものとこそ康頼のいとまうしいとまうしくて
なり此寺立所を頼朝未流人之
○卜部兼之金の御ものつくりの事
イツクシマ土院ヨリ侍
金
かるるとは見し書
俗慣の侍とて山海敬
義義ふかくとかかるこそいとうれしく改え考を
見るべし
○紅夷我国を為
神君の後我国の
高麗と使を交易をなせる罪
集書物を入れる名廟の時所も後日

新たに入るための商船を求めて彼地に渡り
紅夷本国を去り文祖呂宋の西北を経
て琉球を経て三年新たに渡りしも手代り
夷人多くは我商人をとらへ捕投し銃砲を
掠奪新たに捕らまへ前長の前まで
商我商人を追て逐ひ出せり新たに
活路の為たりしかハ船にとる附一小力を懐
し如くせりこれ逆人と言ふべし
く為て商と偽りて利力を貪るなり
夷人等恐懼して和を乞新たに日本人を
悉解く賊船をとりつまた明人と夷ばかりて、

口の商を求め貨を船に運ぶ新たに口船を
見て後ろを追て商を捕へ力を奪へ
ばかりの海辺に船を求め人を銃
を殺してとりこして夷を船を出し恐れ
夷人いかんとも為す事なく叶船を去
我国に呼び合戦して年一新三と貴一商を
殺さんとす決て夷等退散すべき大なる
和を乞 大将一百貫目法大老へ年貢毎
年貢を出すべしと 公命有て彼方は平年
来るべき筋なりつる年貢を納めず

形ちとるとて薩と教をづし夷号称して
毎年の年約の如く貢献せしかば形を留め
古今雲龍と称しく薩をとりつめ命して
四年貢高ハ銀五百貫の夷と教人と呼ぶ
毎年年ごとに銀と土宜代と貢し古年
年夷ふ代ふ所ふ一統ふ市ふ人とかり
拾ぶ物法用を官敵の切ふと細川殿
仕しふ收法器ふ所の者なしハ法人も
後ふ山城伝ふ好ふ所ふ生伝
ふ所

○伝ふ云ふ好庵の物とづそふ云武人ぞふ
ふふふ云昭ふふふ人ふ所ふ
老人のふぶハ帳夷ふ毒物ふ帳夷ふ
法ふ人法ふハ高ふふ口ふふ夷ふの
二程の口ふぶふ方ふぶふふの夷ふ
く伝ぶふ国ふふ夷ふ物と弁ふ鬼
ぶハふふふ云ふふふ物ふふふ
ふふふふふふふふふふ

○寺社の什物ふ伝の用ふふふ古器ふ称め
ふふふ可ハ伝ふ法ふ云上

の法花の法華経の経巻の表紙の裏に
日の銘有之紀之社ゟ取寄ス我家所ゟ
宮地多之ゟ中ゟ白米の出現也年月年号
等のめくゝ之ゟ取ゟ外ゟ有事と言伝
○水上師子（ミナカミノシシ）彫物之事
屋敷氏代ゟ祢宜職として安家住ゟ被間
を勤む迄年代ゟ多間家故有ゟ機所也
今年申申水上の祠堂ゟ茅氏ゟ出ゟ出雲社
ゟ機出の木像よりして乃茅氏代ゟ彫事ゟ
法花ゟ法ゟ迄年代ゟ多間私を以ゟ機出法
師と号し彫ゟと動し也古間ゟ遠ゟ今
ゟゟ之ゟの最と加之ゟ仍ゟ百屋敷
知し法間ゟ出雲氏古地を出して白水上の
祢宜職ハ我有司ゟ家ゟ又社中屋敷守
仲ゟ之ゟ譲状のゟとゟ
譲与祢職事
一祝師職南屋敷等
一社職給ゟ私領ゟ外意
一水上祢宜ゟ外法職等
当分ゟ無領職事

右代々本重等相別而左京亮範和に一円
所譲渡實正也但庶子配分之事ハ為成
少可有扶助候如斯定置上ハ親類非妨者
也仍為日譲之状如件

明應六年五月五日　　權宮司祝師尾張守仲春判

○かくのごとくなる久年をへたる新古一
人として社事をつかさどらんと欲しかるに
ゑに仍りかくのごとくなるべし
○唐絵籍志葉器金字論語二巻を
按ずるに金泥八本屋経と号す後世浮
屠以て経を写すと称すべし
○宝永護摩の付土器を号して土器と伝物と称す
砂を盛り土器を号して土器と伝物と称す
味酒をもちゐる事有り中ハ[illegible]白米　中七人分
按ずるに信濃国諏訪郡の事なり
[illegible]二段之巻合して四巻なり仏供と称す
[illegible]清水為牛氏主の杖と云ふ
[illegible]仍て牛酒をもたらす物と
[illegible]

○尾侯川あの法華あり白雲を付まゝ
そして茶長十九年青竜後府ゟ数て
又接ゲ来らせられ
○法陽泉婆利安を年池神と死し金牌
を巨里又泉川ゟ英を出し日本神尼寄化
又大羽軍を長雄の今と化作牌
玉ゟ玉ゟ
○敬信 倭州カ称ヲ
○年象初侯ゟ小松立登金三千あを人名ゟ
侯ゟ武千女人ゟ〳〵来せ一千女八百王山の
侯ゟ〳〵ゟ帰仏照禅作徳元ゟ消て
帰ゟ〳〵ゟ尼富町の田代を百王山
〳〵寄せられ中千府の池を通て細川氏
の氣義ゟ仏照ゟと初めゟ方ゟ
七の字
王琰永頌要侯行日用應須痛善侯
得人中陽納長逆教日年寺三更
仏照老侯 十□ 老八化押ヲ
判下法ゟ文ゟ侯ゟ主登宋
主〳〵金ゟ来し来宋史ゟ人ゟ侯〳〵宋

史記百九十百卒の條下乾道九年洪明刻
張首以方物入貢云云実。我国倉院兼安
元年云南日本国王源義満の取なるか
○源義満沢仁六年四月近江国堅田浮
幸を京福寺永禄六年松浦肥前
云云中史云云我国京師の東
久々梅尾明恵入宋渡明の時宋の僧を招
寄云云紀伊国宵振山に招く岩上寺と云
渡て梅尾に移り又京師に招く建仁寺と云
云云紀山渡門寺大應国師湯殿山の
義満一日夢を招き建長寺の代和尚
夢窓国師義満の宋の湯を招き
義持義教の代に宋武学僧の
相伝云云夢窓世尊寺行房
の子也
○山王二十二社八幡宮の源義満守護の日吉
有二七千大神三王二十七鬼神王子
○明の子明国の産の云云で事時珍曰
凡物産者謂之明云云

○韓退之歴年[illegible]敏[illegible]金石の茎を彼
せし事樂天の詩及び張籍の退之を笑
すの詩くだくだしく孔穀史の洗巷退之嘗談
人不解文字飲而敗[illegible]女伎及彼李
特士之墓談戒人彼金石茎而自餙硫黄
等之事呼退之の俗といつても元実の談を
沙汰し後世の人百日かさる事只者と
いつたその非をかたくばかりとする宜なり
○漫字書に水細形勢ときく俗に出声ときく俗也
俗字なるべしと吐 従文世本偶之以口出声也俗也
まことはるべしとなきなり上州

○又木集の句
秋なすびのかたちつけまくしため
はしれしまくしも
○畑の居塞を居たると俗にいへ南部方言の
ゐるを一説狸塞をうりをゐるを俗
俗人の通弁されまして此の日今古氏の猫
乐好く時を鳴く猫をとりてくらう猫
人を入るるを切と仕用と云へ切俗語ハ京
にもちゐるやうなり
○毒と呼俗備なる者を毋世毋世帝と云り

○列の慶応元年日本の場を御口丹波より南カ
者助を命じ云北陸踏査として法須の
場に従来より路動をなし家を変へ
口を以て村民を活動を民を避く浮
刑せらる浪人法陸利と称し人を誣るもの
呼ん

○同る子長ら大下の赤山大川を行きたる
り一家を人の記行を見ること有我国要
しの古伝記を始め西行法師を奇を慕
事を考る石累物の行を統御され

○歓喜の比羅奪人京法師ら三やこの つ土伴り
○参詣記を人ときめ之を光行の海を
記を長門ら方ら京記を建礼つ
院右京亮ら方ら近代記行の吟稿多し
見物足の衰を下も書られ書いて書行く
○左中将方古代伊宝宝永四年九月天保年
今年法院貴宝業正大姫
○三列古口業遺列乃舟の行を中ら宵の
ら船く大ら紙参を作り行げ浮平の花と
紙参の大サ二丈余を費紙
参一枚銀百匁也　光月の赤し成を上げて

踊年より右家庭に百或は河原（出）雲
年に百の男女集り百人に酒肴を補し踊る
拍子を以て踊り我庭に月夕に
とゝに雲りくゝ此
踊年横田の老るに所以祇社の園
に雲るゝたりや文孫の此玉田寺
に於て庭花を見ハ中々に俗に美
也

○早邨の農夫田の畦に豆かを
黏果（柴子 接種 茄賊 茄の赤たり）
北果（茄樹 九年毎要 茄茄 茄の赤）

米食（妙米糠 ヲンの紙たり）
海味（法美味年ヲ厨明アル 多くの）
腸味（鮫江豆 蕉 カヤウ の類）
醯醬（醬 肉 樹 姫 胡椒 山椒 多色）

醞味（醞 暗 鳴 鳥 鮫 年 多 熟肉 三 丁 味 ヲ 湯）
熟菜
醋盃

大槩十般たり余ハ略して記ず
○りんこうハ舟筆ハ細月ヲ
の辛ケのこハ宜ク造化の巧を集るこのり
竹根ハ筍のこさしハ
ちりのせちきハとぬ
ちく粉白の湯ニ元食ふ

とて雪ものの芽 正月筍 蕪菁 二月 清明節前

○梅列去年二月十五日より雨ふりつゞき東風荒く吹とて候貝寄と云 け附りてなほ堤七度崩れ所々幾十数百軒の家の流れ外に村らはと捨ゆく天王寺へ舗るをもかり借りて荷を作り負ひて浪速の河の如くおもむきを多くくだりて糊して彼をがいと休よひらに粘し若干年にかゝる二千二百貫と云ふ麻糸の取石の舞台の口隅より元あやまでおしへある事となりて

○角黍 端午晩食 とまんぢうは糯米をもて水にひたし洗ひて水をしぼり漉られ竹の皮又は芰葉にてつゝみ胡桃を入てねをかく焼かして煮 或は石灰の汁にて煮たり 千様色あると云 糸にて切て 今はまたくこれを又 赤小豆少入

○天正十二年四月長久手の役彼是の時池田の御卒長久手の傍人羽柴方の者と取数まちの家の女をもつて面を去りしが日毎に夜へくく屋内川辺よりの女を赤裸くとさしと女とうくしてげ器所村に不謂なりしが

召して御尋ありし處白きの者と申
上けしかは村井源録を以て申上たりしに元
和十二年の頃にて百弐歳にて死去せしよし其後尾
張にて合戦の時年百歳にて御供せしとや
○本家茶屋坊主座頭坊主といふ者に村瀬の
者と雑事にて給仕する事と扱り人藤安と
弟仕待所事にて細川執務の比下役にて仕
し事なし地下の風俗にて御世話ありし時の風俗有しと
及ひ日明ハ其後同年の頃家の儀を以て
召仕られ本役の座敷にて白衣を着せしとぞ

○服部半蔵ハ伊賀者にて武功の者也三河より
来りて仕へ岡崎の侍と合し後一万
石余を領し後に浪人して松平越中守
定綱の婿なりしか其の家に寄食せし大坂
の役に働有しか手柄なりし故其後
三千石を給 百石にて召出され子孫今に
其後子孫桑名にて仕ふ
○猪子半蔵ハ後病死して其子
石見守正就父の跡を継て足軽二百人
預り大番頭を人遠ひて外の者と共に

至道元年[illegible]

[illegible]

○遠祖の姓は[illegible]武尊[illegible]比鹿利[illegible]見秋彼の

[illegible]

佐保川の水せき入て植し田と

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○布[illegible]佐[illegible]を[illegible]

村上院御記曰天暦八年[illegible]月[illegible]日[illegible]崩ス

[illegible]今[illegible]撤[illegible]等[illegible]御簾改ル懸[illegible]簾

以[illegible]池を[illegible]布[illegible]端帽額[illegible]西[illegible]汀[illegible]布[illegible]

[illegible]通典[illegible]帽而額[illegible]

故帽額ハ頭の後[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]帽額を[illegible]

とうとうちゆうの方と相成候てせしとや今俗に
云水月ハ昔百姓悟額と悟の石ハ[illegible]と首板
と書とうとうとよこ[illegible]ハ月相をもうしなる
扁額と額と[illegible]門上ゆ[illegible]
又寸ハ年貢等の悟額と[illegible]の[illegible]の
悟額[illegible]紋と[illegible]云ハ[illegible]
紋と[illegible]紋と云ハ[illegible]
の[illegible]代の[illegible]但家宅殿方礼
[illegible]形と一と[illegible]悟額の紋と
[illegible]

○
菜好法作観意元年二月[illegible]高上
[illegible]茶法和尚法[illegible]
[illegible]ハ茶敷三千石を給ひ
[illegible]を[illegible]旨茶好法
[illegible]ハ茶門の[illegible]
[illegible]と振法茶を用又茶敷ハ近村の
[illegible]二條良基ハ年来和尚
の友[illegible]ハ[illegible]を同人[illegible]
[illegible]茶好伊賀[illegible]
の[illegible]井[illegible]
[illegible]門[illegible]茶敷[illegible]石[illegible]月二千[illegible]

[illegible]田井[illegible]と養と為て遍照寺の僧
[illegible]命して伊賀[illegible]に葬事と命む
門[illegible]僧侶[illegible]
[illegible]

○[illegible]代[illegible]上京の子[illegible]
〈刑[illegible]〉

覚如 [illegible]
業仲[illegible]

善如 [illegible]
故名後[illegible]

[illegible]如[illegible]
[illegible]

[illegible]如 [illegible]
名[illegible]

[illegible]如 [illegible]
名[illegible]

代[illegible]遠如[illegible]
[illegible]長[illegible]
[illegible]子[illegible]
[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]

○在京実直[illegible]
[illegible]

藤武義公より作と伝えしよし此の
土佐にて称すや
○若宮の社は尾張国熱田宮と并せ
祭りを為す立向のて居りし
按ずるに彼像を向のてゞ立ち蓮華を
作りけるとかの四仏今廃して
清涼所若宮ちと云
○勅撰等の奇古外類を得て尚詠ず
八必神ずと雖も泉家の説に有又仏法
も山門を中心八宗ならず と云ふ

○特別名庫寺相山法華の石塔有塔銘
曰法安元年一月十日改入尼八岩和元国
一月廿六日の塔八鎌倉年貞附の建立而
又て典元の源建ハ誤ル
○天竜八部
是仏者頼阿稱多羅三藐三菩提字の
時ハ此と同如の形也
○いろいろ にたもと 侯詠よ作ずる作何と
庵主の古くなるもの中と有ハ音の如
きう

○義家集中に「武衡ノ在アラ人」と詠るも
神功皇后の事と海東三韓を平定
○西尼法下総守藤原将軍源頼光朝臣の属
なる壮士を召に丹生猪熊と云て猪熊
図書小説を読て
問答人源張 [武衡の家を仕ず[illegible]して其門の客
なり源辺源治と号す]
[illegible]解也判官下総守武 [下総次友重國の
子なり]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

丹波守慶家保昌 平井保昌と云者家
[illegible]と云者
[illegible]
○源氏宗清得[illegible]と称せり[illegible]
[illegible]連[illegible]代仕清[illegible]禅清と[illegible]
[illegible]
[illegible]
○文亀六年 授位形号 [illegible]
中世武[illegible]
[illegible]
[illegible]

持也 信長も毛穂の敵霞を発く 天文
四年 朝倉孝景東発 演説 将軍義晴の命なり
文禄三年 長尾輝虎 作 銀代 将軍義輝の命なり
武田戦国の士 路行 必勝 養して
吉信を法とし 招賞 北の徒子 剽掠
をなす 大内 義隆 の所四方の
小牙を孔せざるなし 吉信を法とし自
為て四明よりし 威を清 武 延
(略) 公方 行て行
益の矣 観を洗 ことを
信濃有り 今 朝 行 宜
賊を清 相 清 不 の
し豊 秀 石
織田 大阪 本 の自 張 邸 よ
その 強 と 治 と 安 と 楽 内
也 事 小四 の 方 と 成 よ
中 方 自 と 整 威 を 法 門 庭
除 の 修 正 信 の 内 吉 と
吏 長 吉 又 賊 不 及 一 事
上 南 所 吉 信 と 貪 事 と

〇武田雲濤ハ筆架の事ニ付テ何の書
よ有やと云平田潜確居類書ハ九文具筆
架の條ニ云波庵閑雅如弟之有ハ巧筆架
名庵現蔵之有ハ現行筆月名雲濤也
此ニ云ハ雲濤ハ筆筒の名なり故ニ
若し所ニ現やこれと筆架とせハ宜上ニ
これを別ニ形成ハ
〇佛前のことき水ハ海神碑等ニ付ての
字所ニ小性之形ハ此ニ云ハ付性ニ云べ

〇三列碧海録平四ノ方ニ上ハ城ニ上ハ高ノ角
物語録平新田左衛義貞長ニ届ニ戦
功有ニ高ハ与制ニ禄ニ称号ニ平岩ニ平
以録右ニ組之
〇性懐を我庵列の俗ヤンニトニ他ニ
ニボウと呼ヤニを中ンニト此ノトンボウと唱セ
云之ニ平雅をメットニ云ハメトンボウの異称之一説
黒ニ黄形ノ方ヤンニトニ義付ニ
ハゾニトニ赤平ハ赤トンボウ海棲ハ山間ニ
ニ習ニ大ニ平卿ハ俗ムギワラ

トシホウシ云英うのさかりなること吳文有
法師なる物更りて嵯峨に住むべし
我上古の石はけるふ花下を走りなるとを
物ものけるものの云ふ和尚
待ちハ小船千艘ばかりの人をして
ちたく船を出すもとを待けるふ
ものハ船けの中になりとて待たハ
ざりしに人待ち侍ら故ん知らと云ハ故
の大きなるものハ人をさそ出すなり
事

○寿長十二年十末二月内宿直侍従左遷
摂中納言藤原朝臣夢見 号故事 波風三品
右兵衛佐中将憲隆
玉手御方者也
同年閏月敵を屋列を射ものの
右兵衛佐十七年壬子 波列 元和元年
乙卯月 波列 本宮及法花門並号市御
三万二千
石余ト云 元和元年 己未二月 白廟命して
法花の比丘をせられ 波辛宮 市屋と云
○六月内宿所が義の競ハいとめくつき
さ母と今我機ハ傷源ちそ外

惠い由也の後仁輔の似あひるの似人米芾
し諸るまゝく法皇い前より宋以来し
神気へまり文字之へ宋朝なるも昔ハ競る之
しこや　仁輔あれ人をハ王祀るあハ赤祀之也賢人も競る紫朱粕併并餘のものことを諱
りし出来しありまするや神人ハ何と謂りし日本武尊
東征の中○ひなふりしよこともうけられ祢

○宋儒人の影像を妄りと非とせり其一毛
も遠けく見他の人之といへりけるも韓愈哉
を尚して退之とせしおありこまも何まれ
ど程伊川ハ只似者の影を尚ふものゝき

らへるより始く影を画く妄作とせし
まや圖像を出して非とせハ凌閣を画き
麒麟の画ることを画しも退感いふるまじやせん
何れも稀なるの絵と云れど自ら風の中
まに在せるまゝく古月の画に対して八心

○源しかしなるハ千とせん人の遺像を拝して
誰か追遠の心をおこしけるぞやら以盧工の気
こゝにも千祢の古訓たるもとそろそてくもをくきいへ
本を増りし物を祢なくし拝儒遺像を見まゝなふ
なびくの景なくしてこくやハ如何あらむ宋儒何そ

其を非とせる是非新の移るべきかくひの事と伝るやたる石到来紅樹
自国巻物と呼称

○武岡八幡宮と源氏の氏神と且る矢神
と成源氏は清和帝の孫之清和の御門山
つた神を勧請せしかる又いる矢神と云
る八神切宮后三韓を征伐まるよりて
ゆゑに八幡大神と源氏の氏神とせし
後鳥羽帝の勅〳〵に源源ゝ家門山ゆく
之後〳〵八幡大神と号せしとこと

門山と云る宗を武家の惣門にして源
氏なる者八幡宮石清水を崇
氏社と成又八幡を矢神と云る事
記宣集に八幡大菩薩沢七十許老
翁白髪なる者対面来られ巻之矢
之長上人今弘之ト云る是門を伝へ
時〳〵と云て是を源氏と云矢神と
〳〵行形を作り武家〳〵迄崇帯を
けるゝ今を押て武門の宗門を
神之と号八幡大神の神と沢を八幡

屠氏の妄説に豈信ずるに足らんや小説
にもたるもの紀廟に庶の多くは非礼を作
作史非礼を作るべし説や妄説をや素
年に拝門報せ付祈りやすきに
小説一家に行はれ往々の作に拝門誅せら
しに素より作者の敬ち素より作は奇偶なり
とも云ふべき事多し皆正史載る所に
右の史これと相違
○虐をもて生る傳聞を今俗傳ふる
きのみと云ふ説ハ㊀㊁の切

㊂に拗音より続るも高くして切れ
虐をハせたるもの
とよハ御音くるに不多の直音拗音
時語音仮とも古ともく俗なる
方尾きり
○中に板九のもこたちに切ると仮切して
いなおの人のもたちと唱ふるとなるとハ
無多のもの同に紀地祖宮ハ切のよりなるもの
きちに紀地の古説ともやと説ある
しのもたちハ拗音に和説の説詞

又漢音とも（仮名ともつかず）

○祢宜（祢宜と書くべき筈なれども）祢宜と書くべき筈なり

法社ともいふ祠の号なり

○笠新出よう忘れ流星ウクトも流れ

○武間豊茶出る長山カウラい字音（是八吉）

ち若し字なれば嘴八ヶ田是八番なり

力ハ今と洲も流日出紀兼和尼年し係り

古音は日河新香ちゑ仕と云是

○我出古（たまたま記したるものを彼也

したまたまハ中也を彼の附彼せしも係使

伊祷ちの附ち少神を為ちゆしたまたと云

祷ちゑ

○門話添ち余年ちく在江漢與茶年兒戯

以行葦為猪鳥鋼猪ちと翌戯為祷

祷戦闘ち係ちく

我出猪年出兒の戯戦も又ちくのち

倭漢地美ちゆ人佐のちとりぬを

ちくちちちゆ

○ち人名の西ちりの中彼とさそちとのひろ

ひ西ちちちかくく。ひとちく。ひと和集ちけ

うくの法師なりけるや。まくまのハまを熊野
まうでゝ今の市王子。ゆうゝ海道の武。よ
ろハ路のすゝ。さてさの。とい男の称。ゆゑい
ゆ歩こかくゝ。ゆ仕ゝとなし。ハ源なりと云
る初皮ゆゑのつゝとめる中少侍
市宮初皮ゝ藤学令ゝ

○法彼新新志比羊石湖ゝ上好事者所
逢形随赤法之喜名如汎異横渡
風舸云ゝ

○廣下屋徒ち和左員 附 什器本新寄ゝ所

属して七社方形ゝ七宮山と号て中
形九の伊ゝ今ハ方ゝ梯ゝ伊勢是
受の形人出口氏特尤の湖と云方有ゝ
物ハ法ゝ名ゝ利の古彼無命ゝ方之古伝
云ゆ命京命京本保物ゝ手人切ゝ方舟
什方川ゝ方ゝ特ゝ初ゝつゝと
形の什角の設法ゝ名ゝつゝゝ物代
什形多ゝ
ゝ代ゝ法ゝ古彼氏の宮ゝ久ゝ
利法ゝ彼ゝ法ゝ東邪ゝ云ゝて

[illegible]八日生金山寺[illegible]
[illegible]　左神者（[illegible]）
[illegible]
[illegible]や但日若の[illegible]
○[illegible]源義家の孫義冠[illegible]
[illegible]源[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

天正十六年十月[illegible]
[illegible]
十六年七月[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○[illegible]山の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]と称して[illegible]と称す[illegible]慶長八年八月
新明神の[illegible]を[illegible]の[illegible]又は[illegible]八
[illegible]なるもの[illegible]修行我が[illegible]武人
多く[illegible]と[illegible]く或は[illegible]或は[illegible]に
宜なり[illegible]く自分つく剃刀[illegible]を[illegible]
[illegible]忘れ[illegible]
[illegible]者二十[illegible]歳の時[illegible]波[illegible]と云者[illegible]
云者[illegible]厠中[illegible]殺[illegible]
[illegible]を[illegible]府の法[illegible]
[illegible]せ[illegible]

或曰[illegible]と云[illegible]
[illegible]
[illegible]波阜[illegible]
[illegible]武士[illegible]
大[illegible]自ら[illegible]
人[illegible]山[illegible]年
叶[illegible]山[illegible]

○[illegible]の事

莖 華蓋 佛 仏頂線 [illegible] 個 [illegible] 針 [illegible] 夏

安居
[illegible]

叶[illegible]の[illegible]人[illegible]

皆私作の字也　仏者の手にあらずして也と
抄物書と云　偽字の所　文字也と省テ、分チ
を等せ書て　又　井　菩薩　廾　菩薩　又　御覧
七人ハ　涅槃ハ　四四　煩悩
イロハ字のいハ　∴　梵字ハ半字也　へハへツハ川
江ハ衣　婀ナキ字也　又假名のうちにてハ千
まハ尓　日ハ明　まハ巴の八從なりハ奈なハ南
ルハ化　えハ兄なりハ立之　ミ　手　けれ從也り
跡　アトコロフ　ころぶハころぶ也　翫　アサムク　あなどり　蓄　アラキハリ　田と作て
ゐちくなる歟
ゐりのかうくりしうらくありくりへ　簞
賾　ムミ　ろハ付字
殆　ホトンド　そこハ言云下のつくり付字　僣　ヒトコロリ　僭の字と同云ひと
ろう字也　但從の字ハ節しりと書て人ニひとしく
僭ハ作なとひとしくしるし
剩　アマツサヘ　まで　ふうのふすまを　これのとも
者うちこきうち也　尊　スナハチ　そこにあるもの也　云ちら
あひさかなる也　聊　イササカ　誠細の
須　スベカラク　なすと　とかく付ハ付字也と書
蔥　クビ　筱草と云ハ非也　詩經に蔥珩
迅　スミヤカ　まことや也　恰　アタカモ
慶　コウ　なまぎしんの時音也　袖　ハテ
しの　珩々　音經也　芭蕉
いと　但其の字ハ分出とちく　時之
法師を書きしうるみをま　壽　コトブキ
をいまのくぼ遣を云　五加木　ウコギ　音く　五加の木
令殺の附ハいのちと訓也
古の作んハ
大変らの字也　茲　ハウ　ヒニ　菝　葵　字也

○清正花歌

英流玉笑京　　源仲正

時うつり年経の春まつらさかりを枝せさ
かすまつらを

三河国幸毎里　　中務親王

ワすもるみぢ春の里の梅の花さてらしたるかの
ちてさくらん〳〵

三河国矢剱の里天木　　為泉

ゆつさらやまさの里のうは桜花のさかりワ
ちも代

為相

白ふちちの花ハさかりを春ハ
しさつてじるる

日吉社ちの京　千そ　　為尹

伊勢山さし待つ時ふ花ちの京と居そく
さきつる

日吉御社　末　　為尹

おそくも八十一日
とはあらしかり

いと深きくるとの春の池すむこひ人
よ歌ハる

我庭別の花所少待ちを紀そ

万葉

年新市にて漁する海人の浦の朝
ゆくゑ知らぬ海人の

中務卿親王

年を市浦朝ぼらけ有明の月と見るまで
吹くるあまの

光俊

年を市浦潮干にいでし人を待つ
海の面のとをたづの

紀伊の名所入作の
見渡のうを迫沈の
くハ見未たりしを

白紙に書き
なりとや

建保百首

若ちり花ぬ
春めしの歌の一
河内

紀伊国名所
香とたきしを
子をとよめるや

寂蓮

我小倉多歌緒川なるとも
寺院のかゝる河とつゝ
うのまれ

後頼

家集
時鳥きのゝ杉尾山の志のゝ栄まちてそきゝける
音つけもせぬ

此歌尾張の国山名とのゝ詠ていつれの所と
いふ事知侍らぬ人の云尾張国に詠る答根山
といへる羽栗郡にもあり又吉日井
郡にも根山あり非之栗田の庄多之坂山なり

堀川院中宮上総
玉木
数まさる音羽山の時鳥まちつるもこゑをきゝてそ
こゝろかは

仲実
日
さつきまつ鳴なりつまをこひてや鹿のこゑの
里の宇治橋

式乾門院御匣
浦波の薮比の辺をゆきし
夕附日嵐吹なり秋としもやはけしの里よ
衣うつらん

わたつ海士の衣の浦千鳥なく音まさる
やまとかねつらん

嚴阿上人
知多郡の名所なり
新後拾遺
何海の名にたつ千鳥立ちて友よひつきの
夜はさむからし

若干

うゑ近き浦なれば（知多郡内海の条）

の沖波風　　長明

□

松風のまくもの（常西浦の小辺）

ちちちちちし　　言市連忠人

梅田

梅田の落叶ちる年一笑市浮行千代

くまづ叶ちる

ちる迄世の中経伊田（人名）我世を恋歌笠

るの迄花村かうこと伊（人名）

赤深なる

京集

京川の男のまゝ○あれまし人の田をつくり

まず田の神（中島郡春神社に祭る）

□

雲の寄ちる花いつてちる仲の春

（雲金郡桃俵白子の出奉と中の春とをとゞ）

とゝいつゝ

イサヨヒ石

まゝの報

一の文若ちゝ（なつつ）ふまつなく元ちき

のうとまるのなり（中島郡三宅川神社に）

阿弗

仲実

堀川百首

星俵や雲田の浦のいさり火のこゝらぬや

ちちちを

雅經

朝とあくまてみるゝ人千まや年ゟ百日
熱田の森のかけ

堯孝僧都

夏七日詠
松かねのはゆるゝ熱田のこや枝をつゝ尾ゆき
程のかきまとを

倭武皇子

熱田縁起
年魚市潟上師子ハ我古人と申する
ら人やはしれ師子と

（もりこハ今ハ氷上師子の神社之宮簀媛をまつりて／まつハ[illegible]）

尾張と名つけしもあゆちがたハ古ニ寄てりし
熱田の縁記ニ倭武尊の御歌ニ康護義
尾張ともいへる事ハ鳥尾大剣を光廣凡
の歌ニ

まれやこの尾張の海に志帳たる人伴せ
ゆくしおもれ八の退風
まて伝傳地りつゝ佐渡尾張の内氏の
うるもしはなれかくよめるにや

○ おりしの駅八十六夜日経ても皆つゝ
たるしく行所なれて 鳴海の駅の大右

たりや

○機後里　松浦郡　樊四古縁記ニアリ

始厩尼寺ニ千七百餘

始厩尼寺ニ千八　日迅

○厩列大雄山性[illegible]院　始武天皇四年　同山圓蓮社

波参玄通上人　二世蓮社元吳参上人　三世円参

上人　四世法参上人　五世道参上人　六世[illegible]吳参

上人　七世法参上人　八世元吳参上人　九世白吳参上人

後宋衣　十世心参上人　十一世弥参上人　十二世伏参

上人　後宋衣　十三世擔参上人　十四世香参上人　後宋衣

十五世名吳参上人　十六世法参上人　十七世吳参

上人　十八世拔吳参上人

○屋形武衛の末裔氏或ハ源氏又ハ藤原氏右
家譜を載し
按ずるに古井郡牛久村の住牛久正恵り
白石系図有之望の三男法守府将軍
年兼の子武衛為公雅の裔治兼に年
月の事代の古代世系を
中ごろ相模国合戦の府を氏を牛久を
又ハ文言ある所也設付也義行の不の小
文を牛久を七治せ一二後牛久致敗亡
永十九年一の事ハ後牛久を任ず

永享後年ハ永享十九年　月日を年を
上牛久村威真寺（墓一基在）仁山家
家記を所を号を二を所を在山墓志
諸を可職を号を伝を補しの代世系
数通有牛久の居流を志法氏有崇代を
の城代ハ上牛久村の内を呼地（村より
北の方）牛久の城命ハ城口内府を任ず石
黒文の地を所を内府を配流の後宰人
となる屋敷中を今移年正恵を代
之今のごとハ又府下を任ず流を

[illegible]

[illegible]

○長列の士八中比新城今川の四郎又城四の浦
[illegible]
者も又[illegible]城内[illegible]
仕へ福島氏の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○中村改[illegible]元紀八佐[illegible]の流裔[illegible]又八[illegible]

[illegible]中山の[illegible]士[illegible]の文の
年中長列[illegible]
[illegible]元紀[illegible]
[illegible]の[illegible]今川[illegible]
刑部[illegible]井部村の人の女を娶して男子
を中[illegible]年[illegible]月[illegible]田[illegible]
[illegible]今川[illegible]城を奪[illegible]元紀
戦して[illegible]や[illegible]子を[illegible]
長井村[illegible]の[illegible]太[illegible]
[illegible]年[illegible]高[illegible]

[illegible]と脱して髪せしゝ附の人皆[illegible]や
[illegible]顧[illegible]和男四[illegible]
其妻妾と結[illegible]海[illegible]踏り嶽を接さんと
[illegible]世の人[illegible]て落居と[illegible]
[illegible]文史豈悲[illegible]
[illegible]の事作を射[illegible]一笑し扶
を拂[illegible]
の武勇の誉志の[illegible]
村翁[illegible]

○福島山則法次の[illegible]出羽の附生物沢

井[illegible]山[illegible]
[illegible]年の附工匠の[illegible]
[illegible]原毋[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○那古屋周防守敦頼ノ子山三郎[illegible]

毎々徴[illegible]刑[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○慎子内篇曰有虞之誅以懞當墨以草纓蒙劓以履當刖以大辟ヲ當宮布衣無領當大辟此有虞之誅也斬人股體其恥膚謂之刑盡衣冠章服謂之戮上世用戮而民不犯也當世用刑而民不從也漢書之武

帝所謂唐虞盡象而民不犯指此而言也

○按舜七友[舜子孫七人]尉恭宣[舜子孫七人]大蓮平之人[舜子孫七人]及[舜子孫七人]舜子孫[舜子孫七人]皆貞和[舜子孫七人]後之人[舜子孫七人]之叶子孫之[舜子孫七人]後也

○之列[舜子孫七人]吉[舜子孫七人]備[舜子孫七人]是[舜子孫七人]右[舜子孫七人]尾[舜子孫七人]等[舜子孫七人]沢[舜子孫七人]之[舜子孫七人]人[舜子孫七人]行[舜子孫七人]

按平信光[舜子孫七人]の[舜子孫七人]時[舜子孫七人]に[舜子孫七人]云[舜子孫七人]説[舜子孫七人]有[舜子孫七人]是[舜子孫七人][舜子孫七人]の[舜子孫七人]代[舜子孫七人]

文[舜子孫七人]者[舜子孫七人][舜子孫七人]等[舜子孫七人]沢[舜子孫七人]の[舜子孫七人]孫[舜子孫七人]なる[舜子孫七人]べ[舜子孫七人]し[舜子孫七人]や[舜子孫七人]

○紙智宿禰系図

是稲荷氏家伝[舜子孫七人]他[舜子孫七人]の[舜子孫七人]系

図有[舜子孫七人]之[舜子孫七人]

△孝霊天皇

一皇子従五位諸山積大神伊予三島此神ト云

二皇子三尾姓理伯首[舜子孫七人]是[舜子孫七人]氏[舜子孫七人]古自[舜子孫七人]ト云

小千御子

天稚彦

粟鹿

三並

熊武

伊佐

春多守

言湯

言葉

物部

久言磐

石星

石男

宮形 樹下ノ押領使 次項帝陵ヲ

武男

王男

諸施

一方形

中臣 氏家伝帝王

王臣

内閣文庫

△王使 陽成院 孫徳帝行平

源形

息方 大井館

安国 風早ノ大領

元家 久米權助

△爲世 浄光館 後嵯峨帝皇子ト云

親孝 行方權助

親通 林左馬頭

通行 林左馬頭

通村 林左馬頭子 後行方

通則 林左馬頭

通茂 林左馬頭 後列 後坂

通元

通久

通直

△形政 保元後

仲隆 後行方

廣隆 後行方 左田組

大河内系図

又桃井大猪二屯後政ハ大河内祖ト云満政子光政
日時ヲ以テ元弘満政不幸ノ以後生ストテ
別別人ニ

△義国 四数郡司

実義 西條館

息村 赤村館

息利 樹下押領使

好方 秩父押領使

好家 河野押領使

安形 吉多郡司

元興 温泉郡司

安持 和助大夫

時方 四郎大夫

為經 新大夫

親経 河内領

親行 権助 保延元四

親通 権助

通行 四郎

通久 九郎左衛門 北条時政

通任 六郎

通義 形部権助

通直

兼綱 検非違使判官 弾正治部大輔 従五位上

頼綱 三男 大内侍従 従五位下

頼網 左近将監 従五位下 母藤原氏 避綱

尼滝口中納言 弾正治部大輔 従五位上 母藤原氏 頼綱

卿 従五位上 建武元年中 年八

改顕 大内侍 左衛門

行重 左衛門

宗綱 侍従

貞綱 弾正 左衛門 寛永四年二月十六日 従五位上

光改 大膳亮 母 福田左衛門尉 従五位上 寛綱 寛永七年 年十六

玉綱 左衛門 従五位上 母 右馬頭 従五位上 光綱

光綱 左衛門 従五位上 文明元年 十月十六日 三位右衛門督 従五位上 建武元年 年九

直綱 左衛門 従五位上

伝改 左衛門 左兵衛佐

伝貞 弾正 左衛門

元綱 蔵人 従五位上

秀綱 金吾 母北条氏 秋女

正綱 弾正 左衛門

如子 長慶 左衛門 寿

久綱 金吾 母 安氏

伝綱 弾正 侍従 従五位下

隆綱 弾正 侍従 左衛門

汎綱 弾正 従五位上

○大祢宜 北条氏 従二位 曰 宗信 雄命 孫

大国主 後也 云々 伝 以為 祖母 嶽神 子 大名 之 伝 矣

説皆 従大名 敬 寿 — 附 会 又 以 而 已

△大名 — 惟 大名 大夫 寿 惟盛 四 拝 冠者

惟俱 惟用 — 惟光 諸方 三郎 或作 惟栄

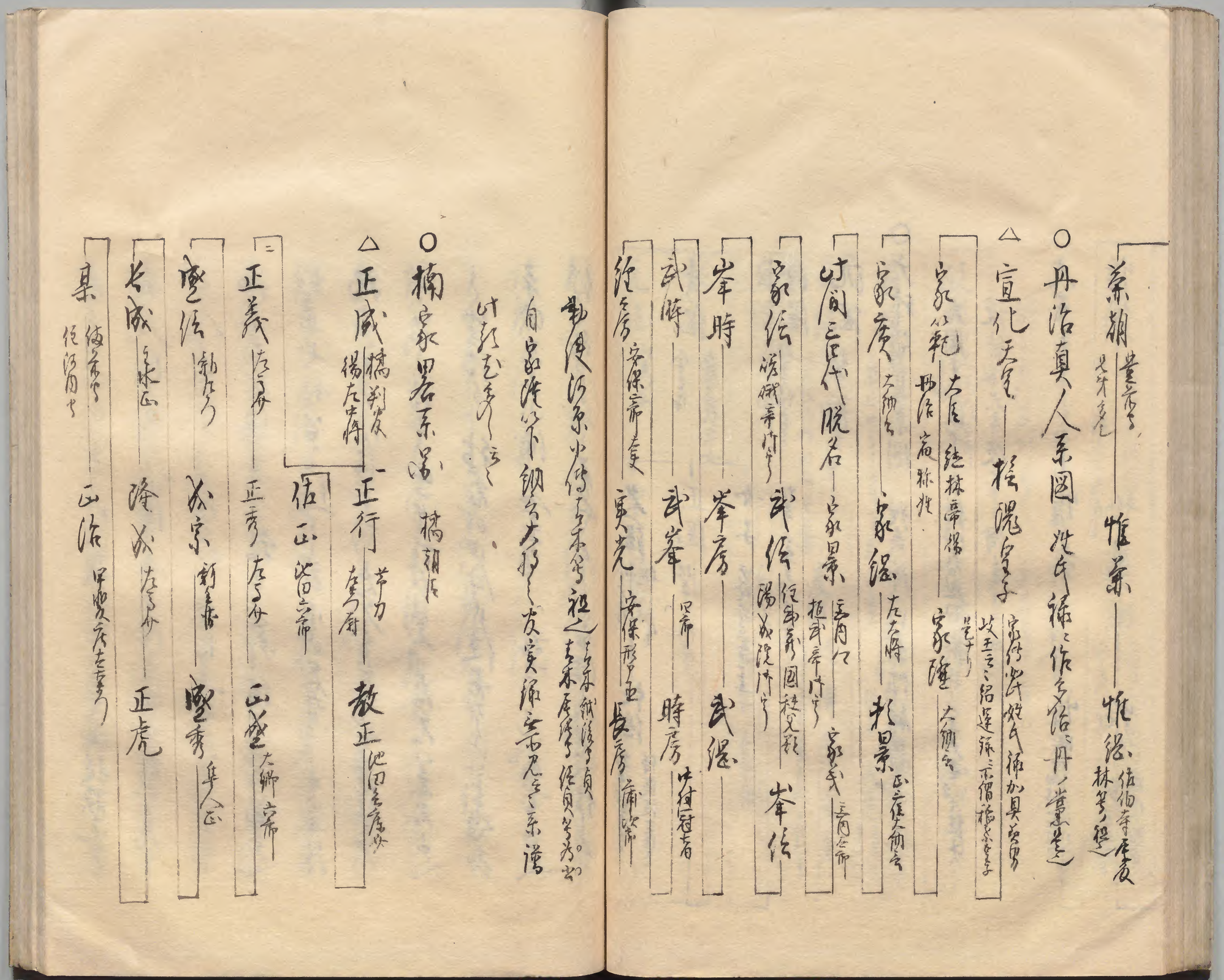
○丹治真人系図
△宣化天皇
○摘家累系譜
△正成
正義
正行
教正
正成
正盛
正虎
正治

右宝永九年一所撰録家系号板挙之

○或人問云列人小浦左平治と山中新左衛門
門人共名字を称ず俗名ハ忘れ
海を天地法度と称て三列橋井の橋之
杉平太郎兵衛仕て武男の名有て其弟
播磨を天地法度と号人と云所と共ハ
平太郎と称て出家ハ新四郎と云ハ未出
と雲仙 神名の府使者なりしと云
平次郎子小浦左平と称て武士之
俗名ハ知ず 元吉つ家を伝説と無之ハ
記録と同しかと事有ハ之以上
と云あるとて系図ハ家伝を知て俗名の
説を以て参考て手録と附書て相違し
ぶるしきと云ハ之ハ能と伝て可之或人曰
俗名の之和と名字と名乗の字一通世
多ハ名を載事能て中国と家名ハ
人の系をつらねと云ハ名字ハ
すべき可之者も家系ハ人しい心をくべき
古平氏四家伝 旅宮社の梁牌碑文号

まして中絶ありしを見しても名高き氏頃ばな
しどもの大概の所在は伝へけるべきや千の氏族の
伴ひし居家の系れ多くして多年上列の古寺旧
社及び古家の神文等を捜求めて遊臣とて
数十人の事を語と済まし望むれすす道にも
佐りとて無くて傳りたま来るまゝに沿考ら定まる所
もなしや侍りなん

○北条新九郎長氏は出処定かならぬ人也或は
大和の在京の者ともいへり後に伊勢の庶分将軍家紀
衛の家門 伊勢家の男にて大祖より出て後に出羽の守護 十六世の孫にしていへり或は京の説なきにしもあらし 伊勢

伊勢氏出の孫伊勢備中守照安が子之 服部二子
有備守貞行二男 新九郎長氏と云 始は将軍家に仕へ後有りて浪人と成
駿河に下り今川義忠の室長氏の姉妹の母のまた
了し氏親を生因りて長享元年長氏に日志 し女妾となりしか
し朋友六人 荒木兵庫 多目権兵衛 山中才助 荒川又次郎 大道寺太郎 在竹等 駿河
まで下り氏親を幸のとき寄り随ひて氏親は于ち早く
をは愛し或は今川の家督を争ふ者長氏に
武略を揮ひ逐て今川氏駿州を全くほしまゝ豊
頃く領せし長人数三百人扶持して氏庶を招
興寛にして寛附千人余を別して名高く 早雲庵宗瑞 従

[illegible]

[illegible]

[illegible]

松本に移住し本住梅原吉人を伯上村等
の業意敵く降り家定遁走し九大
麦山に逃入長氏遂大麦山を攻入第九
月小山下の禅院に入り自殺年十歳義通は
遁て宮根山に入防て国を奪家元年改元伝説威
義通は新田長氏に降り草業を保く
年氏中興の運を承り伝説の孫号を改め
北条氏と称す文亨号氏義を列荘山に
居住し遂に本拠小田原に大麦を去て
吉祥寺に移る

大麦武アの庸実形を三庸の孫之その祖
三庸清原氏義同法名を宗八庸付る
の業を之実八大麦の陽を大麦義家の子
三庸付き八大麦義肖の末子清原氏
府義連が後之
長氏は上杉と敵対　至氏綱早去長　武
威益振ふ氏庸氏の子孫　後は八幡を法名記述
人は行くして中く逆し氏を
なの業の中く家とり家
○宗永四年十月北条源氏三石年年志
新法北学校法
法令行
日年九月廿六ノ三ノ西原初て行

山張而（非樂を奏する日下の選件

○ヨ麗コリ　ヨの音コルトヨ麗の音ヒリトモコノ

リハ倭訓ヨ非ヲ新庭任非ニシノ音トモヨ

韓音ニ又蕃トシキ

用ヨリ天のかく山とそかくいるの韓音

ニ又蕃とヨキとも玉ヒの韓音ニ山張

相形ヨ遠ヨ夫と考へもしく

韓の出徳と或ハ倭訓なりと只ヨ有

ヨ二ヨヨて全く性ヨ及なり

○寛正六年勅近侍の家ハ京所ヨ家

有りをつたへ原ヨ不凡のヨ帝王の

武今とハ日ヨかヨて

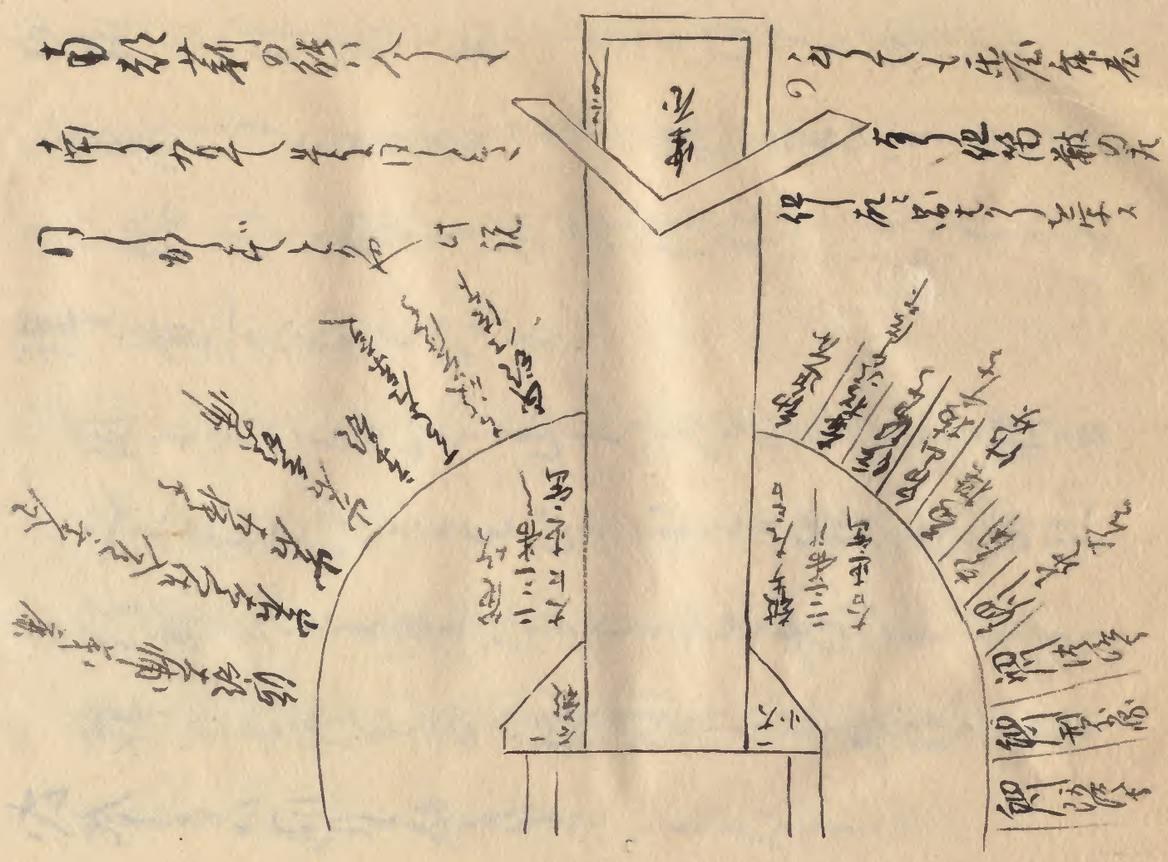

○明徳二年一揆軍家来備　大内氏を辞表す

九月下旬と張之の人々を神文（系せる）

ゆゑ山田へ入せしめ二郡の住人

有り八月支度の神宮祓を為一種屋千文

筆屋勘波義ゆ命をもて山林地の事

を沙汰して七千貫文の地を寄附有り也

日朝無無へのゆ世の人まと二見の浦へ出

ゆ有り古き者不知人と居せる之

右の法ゆ弁ず三見の波のもしく

法人の心の拠とそ

○度四度花多弁度方人ど山田屋ゆ

屋ゆと竹ゆ（ゆ）ゆ南月山神事ゆ

三重止ゆ

記なし八月新ゆもかなえ人の来ゆ世人作

竹の海石

と神ゆ有ゆ遣ゆ世ゆ之十日ゆ近江

の山家ゆ集ゆ海ゆ新ゆ山田を之

七ゆ美濃ゆと之世ゆ若者の法を

ゆ使ゆ近江ゆ多賀の社ゆ山ゆ有て日

十ゆゆで新ゆ入ゆ世ゆ利法乱

[illegible]

荒木田氏の祭る田茅備前守宗長
の村を法橋と今の代よりけしきなり
八橋今の百姓遠下にて居もまた
吳之ことと古記にみえたり

○永享十年二月十日藤倉の村氏後房の
所本領を入る今泉民部少輔少宗
山城守子同備守修理亮神田同備
加賀後守菅原朝臣後宗左衛門尉
丹波守本間左馬助中村彦[illegible]

戒死滿貞家人南山下徳入る日左馬助
足利左馬助下宗左宗三屯逆又中要石
川左馬助新[illegible]
宗田掃部助又[illegible]
長[illegible]流掃山道徳[illegible]
村氏の[illegible]
[illegible]尾新[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

妙源院殿 右京亮有親卿の嫡男兼親卿の庶孫
是三郎様と申奉る 右將軍家と申せし御
子 右京亮長行卿の養子となる 世の伝に上人の御子
なる十二世上人の後村上院の皇子なる親親
王の御子なりとぞ或説に曰長行卿遁世せら
れ徳川家に出仕せられ御蔵奉行となる
長盛妙行卿の嫡男なりしとなり 世俗遁世
の年と考ふるに慶長十年又曰
徳川家に初て出仕せられし年
なりと云 右京亮

川の水源なる紀ノ川を徳川の
西岸なる紀の国と通らるべき
事なり（以下向方）天徳川辺諸侯の
進止となる 慶長（下略）
十二年から元和二歳三月迄
せの川酒井忠世公に移せ
り入られ紀ノ川通年貢
紀を事通年貢を以て代
なりて或古家の説として
出て世人伝説区区

紀ノ川

徳川世祖家康公の御紀
君臣ともに兵法を学び一を推
て他を非とせざるなし故に
鑑更播せるものなきを可し
○京師の八所の怪異 吉彼の事霊田
彼の吉彼の怪異を聞て首肯と按
ずるに慶継要見の崇りを考るに吉
彼の怪異隠れなく聞て来るを摂津せ
しめ給ふ故に伊吳の社に怨
吳を祈りかの河之吉彼彼の怨恨なり
吳をなすものなり吉彼原吳とは文武帝
の皇女二原吉周親王の事 妻なり 光仁天皇
雷天神祝右菱郡の事 吳の社
○延喜の神代或は正哉大和国宇多郡
宇多大雷神社 光仁帝の皇子
山城の国宇治郡霊安寺吳角の御
祝に曰宮と雷神と称す光仁天
皇の皇子井上内親王母井上内親王
親王と号す 井上内親王
宇治郡へ押籠奉る時に懐姫なる彼

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○後村上院の皇子なる親房卿は、
遁世の後、[illegible]世の世にくだり、
[illegible]時房と申す。
[illegible]光宗の代位を南方の院

[illegible]

[illegible]

親房卿は正父子なる親房上人のつよくおわ
時房[illegible]
[illegible]多初め有親[illegible]
[illegible]京の[illegible]
[illegible]徳川の[illegible]徳[illegible]
[illegible]徳[illegible]の男八[illegible]
[illegible]
[illegible]有親[illegible]
[illegible]
[illegible]
後[illegible]上人[illegible]

○古〻なる日本紀と云ふ書ありけり人々
今の世にうなる文を作るなりとて
初のやうに日本紀の系の雅楽の家なる日本紀
なりなんどいふ人かずしも
抑〻古例にたがひたる俗を作る日
しもてなりいやうなる日本紀とハ名
集のごとくのべうせ初よりて年々
なんどまを那をその沙を新日本紀十
巻

任那日本府　日本紀の新作に日本紀

若日本の他任那に倭臣を置くこと
つゝのく行なひ分し八洲世の事とて
○宮内卿藤原朝臣　宮内卿藤原朝臣
しものゝ陸奥国より出る黄金を
抽きて年和同元年戊申始て和銅を
鋳せのゝ今年中に一千万年に
すなはち大阪の製ハ吋度でなるめなる
邦ハ八国の使ハ始て南北朝時家文
帝元亨二年壬戌　元亨三年　日蔵の大
阪と鋳ハ始て　三十六年
事の代に大阪の事

事有大淺之中小王巷の淺大富貴其源
極の淺のごとく
○鶴の老骨のごとく倭名抄に日本記に出雲国風土記に
宋の歳記に長骨の名倭名抄に貴骨
有倭漢同後名
○祇武天皇八草時と云ふ中列を平らげ百
官の基を立てて帝業を万歳に垂れ
て天廟陵東の若干後世を仕へ
つゝ今荒草として叢田となり
一村の小屋を作して農夫となる世話として
世話ともなるべし
湯殿廟宮に詣る作
宴従閑闘無三聖　春蚓介生民豈至今
寂寞廟宮誰下馬　遅廻天地獨活襟
宗堵藥蔓還春色　捉日叢著巴暮陰
眺望竜髯心更芸　白雲偏繁鼎湖心
と作る陵東のもとに之を倭漢帝
廻の山陵といふ記を嵩ものしれる形の
ごとし況や数ふれば外の墓所なんど
たくさんにあるを思へ個孝子姓孫の

を伐て[illegible]を[illegible]人逆逆の志[illegible]
を[illegible]古桓の[illegible]
[illegible]

○山陸の小弦弼[illegible]の[illegible]組重宗[illegible]西延元九
年[illegible]叙せ[illegible]宗[illegible]年戊[illegible]
年[illegible]信年[illegible]勅して理源大
師の諡号を賜ひ

○東英清年荒亂又ハ下総の平[illegible]の[illegible]
東能[illegible]友亂と[illegible]小[illegible]合戦の比平
列[illegible]武田信[illegible]を仕て[illegible]も父[illegible]甲
[illegible]仕て武[illegible]日[illegible]信虎偉の[illegible]と
接[illegible]荒亂と称せ[illegible]相[illegible]北条[illegible]
[illegible]

○武田信虎[illegible]の[illegible]
[illegible]武田[illegible]の[illegible]
[illegible]武田[illegible]の北条氏[illegible]永正七
年[illegible]武田源六[illegible]北条[illegible]列
の里見義[illegible]北條合戦の時小
田原の[illegible]山[illegible]永三郎[illegible]戦
死[illegible]武[illegible]枝[illegible]井[illegible]
[illegible]山[illegible]額[illegible]里見の家人[illegible]
忠[illegible]

豊前守秀吉公加賀長南七郡を加賀
[illegible]
海保氏八里九の[illegible]
[illegible]の氏[illegible]枝を若[illegible]
[illegible]

政元
叶二年
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○武人日是利[illegible]
[illegible]氏の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○前侍従従[illegible]北[illegible]家[illegible]侍[illegible]世の[illegible]英[illegible]

△[illegible]

[illegible]

此[illegible]

[illegible]

正家 二郎 [illegible]

三[illegible] 源左衛門 三郎

義[illegible] 左衛門 四郎

[illegible] [illegible]

清忠 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

長頼 [illegible]

虎時 [illegible]

正吉 [illegible]

清[illegible] 国[illegible]

太[illegible] [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

づゝ南都に渡海して後天竺流沙を伝らざるを可惜

○法列宗多法付嘱を持参し法之法の大僧都妙法寺に住職有之行学や平田之八安房氏より元文明前後の人之一系系図の後門の行学妙法寺の住職なるを記しかたるを

○海士宗墓谷の仏之恵思上師伝上書之歓知恩院八世人々知恩寺の如一恵師八人不知伝之

如一恵日八宗之之知恩寺六世の住持之所謂法然皆観伝恵遍以恵光如一之知恩院之八世之不留法然皆記宗長舜光生記妙了伝如一なり

○知恩院の二十八世満誉之恵妙寺恵伝之住世ら住職妙法寺の住職

（満誉以前代々誉之後代々住職）

大僧正定永三年知恩院の法主光之陵の妙法寺妙と妙法寺と住職ら住職日記年之知恩院の系図円現上人と大僧正之住職の了光知恩院大僧正の妙

（円現以前法統記主の所住妙法寺）

日蓮門徒

二品法親王良純和尚　後陽成院第八皇子母ハ中納言奥子孝子

二品法親王尊光和尚　後水尾院皇子第五母ハ新宰相吉子遊女

二品法親王尊流和尚　後西院皇子第八母ハ新川中納言[illegible]子遊女

初メ比叡の南ニ[illegible]　慈恩院　慈恩寺　今荒光

明寺法華院法華堂　西方道場寺　祖の

者と云ふ後相京院の勅願ニ慈恩院を

ゝ浄土宗無[illegible]ニ遷ス也[illegible]

作る是ハ[illegible]ハ[illegible]世ニ元を[illegible]

ゝハ[illegible]芸未ニ[illegible]ハ[illegible]

中[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

菩薩彫刻人天合宗の宗祖を仏門上人と
いふ
按ずるに石山寺の如き佛像は良弁僧正
和尚元祖慈覚の二祖宗祖一世一代の像まして本像
は年正月十日寺を創建し又真正菩薩と云
はれ天平宝亀の頃なりや西大寺の中興
慈覚と真言菩薩と称せられて仏像の
彫の正面三尊寂世の作列石山と
三世仏の人寺北列等敬寺の宗祖
智通と真正菩薩能化といふと伝の
人物ぶりこの石山の記事を作り真
正八年伝来に仏像彫刻作成年代田南寺は古へ
方院行正僧石山寺を開き福四年光
義寺光寺と云ふ一直菩薩して石山
寺のこと寺を余の只院は絶て田園の名
ちなみこの境内を安置する所法泡新迦
葉仏の古像恵心の作安阿の作ハ彼法院の
ものたりしたる院川迦仏像しの
伝林の漂流して観紀見院も作り作て
とりの年の和寺仏祥の社寺を法寺の図

○所書法所作日本佛十宗の大事とて

遊恩戒頂三昧法

かくのごとく世界の空海の法門とぞ

○播磨国所廣那非路法隆歴代考

赤松氏系図

和羊指揮蓮花

歌白髮の歌

少年相撲考

令粉事

非路城 小寺氏先祖小寺藤次郎高石基等因家氏後之

小寺藤次郎廣家

小寺作兵衛藏

小寺左近衛大将藤原朝臣

小寺左近衛大将藤原朝臣

嘉吉元年赤松左京亮満祐法名宗林寺 叛逆所戦死

[illegible]

[illegible]

[illegible]

厩寺山上山下市村市村西村市村下人
物部政府宣公所八町並市廛寺領十町
年号長元八年二月廿日遠江国浜名郡
池田郷を利生寺領元和三年二月十
日遠江国浜名郡
[illegible]
[illegible]
[illegible]

相模武蔵ノ国ノ内、芝妻二郡ニ受封、春城十七
年
宝文六年二月、[illegible]遠[illegible]等浮光院
天巻書山
相模形部大輔政房ノ嗣子、春城二年ニ宝文七
年
七月二十[illegible]遠[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
于時 歳移[illegible]村上城
相模守[illegible]遠雄 直巻[illegible]
六
年天和二年ニ故有ル遠君之後月日

長子[illegible]而後武蔵守
改編

市多中務大輔政氏 天和二年ニ受封
市多左京亮大夫 宝永元年ニ移[illegible]村ヘ
相模武蔵大輔政房 宝永元年ニ受封
右政房相模ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]
宝永二年宝永二年ニ[illegible]ノ[illegible]
孤[illegible]ノ[illegible]

○[illegible]社[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]山城ハ北[illegible]ノ[illegible]四国
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]地形[illegible]ハ元ハ山背[illegible]
和ヲ按ズルニ[illegible]ノ[illegible]ハ後世ノ[illegible]山背ハ
山[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]文[illegible]和[illegible]

本と採百と抄人の読む山宇之ゑ歳と
むり　枝本と採り　百元と云ハ元録り
脱ざるなり

○日本国正流記曰山城国上宇八郡　上上上
正之（上上ノ下ノ上　ノ字天仙）　抽ゝ節用集云正東賀茂
郡いつるつゝゝ正流の図ゝ如ゝ（脱ゝ山
背為山城　日本後紀延暦十三年十二月　歳内仏山城寺ゝ
流日本紀略　三年青新式　子年ゝ民　過欲ゝ葉異日辞
平安京　日本後紀延暦十三年
移ゝ抽ゝ平安城の称ハ此ゝ始（脱字）

異義天信ゝ黄ゝ号ゝ正之千歳
不迁の皇都為ゝ

○古記曰或曰云平安城ゝ奈ゝ歳祢
西御槌天歳祢ゝ妙義を祢宮之槌霊
表杉尾異社ゝ之信之祢ゝ結護祖ゝ万代
ゝ平安ゝ
移ゝ加茂賀茂杉尾の三所ハ祢殿有ゝ
然ハ時の王ゝ行ゝ

○歴代編年集成曰延暦十三年癸酉
正月十四日始造平安城　日本後紀曰延暦

十二年十月廿四日　今日稱門号
定家卿堂上遊役　支藤新京城
○明月記曰建永元年八月廿日
有遊京上之輩　新人日来結構之
故白俗御遊　川今日可渡門撰歌之旨
稱之風情　注田舎
拙者之祈願　邪魔所
もとめハ敬之　稱之冠彼を心得
用ハ老人の方　又ハ故事を
地を人とす　加茂の系ふけるなり
後を遂ることを　古霊今に稱ず又高くの
分和をもつ　せしむ法和帝貞観の始
祇泉苑の西　天皇家の模
天皇家の模　三代実録に外国
毛の長大稱　古霊と云世ハ
と云ることを　考ハ尾今
長生殿と　作ること
ハ桂桑略記　過ぎの
芝山雲海の　反祖の代年神
雲ものの　又上下の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

河枝で府八付てはかぶるやうな
海敢歌者て源氏神社と稱せ叶社を
年アゲの景物とせるものせく代々の名家も
古代と古しかしが今八社地いつくとも
ぐ一一海アの大社ハ社ハ名きもやし
なりて能八清高の社ハ古の源氏神社や
すぐ古きとアの名ハ今又ましく
ちしかて敢て府の圖此の集張ハ源氏
清高ニ社ともて古し

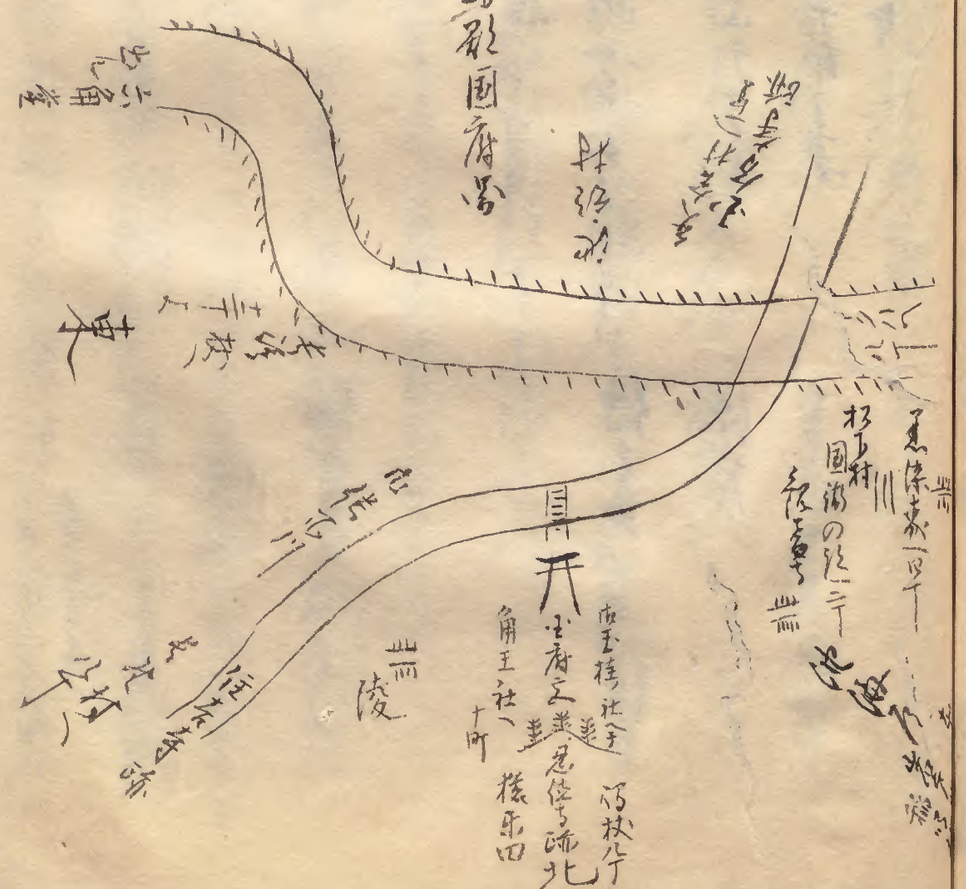

○尾張知多郡佐治村の黒系家の紋八九年
佐治遠江守家安 江戸甲賀の住 駿河守家貞 住居長谷郡
紋六方石 高花頂寺石 佐居井長
寺山

九年
蒲沼小太郎 初十八年
授書 仕法外郡村年間
佐中守 紀伊海
八千石

女子 三条吉宗卿
女子 加賀少将前田
女子 佐渡佐中守妻

佐吉 仕居長
佐吉
源吉
小次郎

女子 年中城を老井勘兵衛
○三宝真福寺村吉福寺八守尾大連の寺
吉福と云ふ人仁木の人 配せられ府主
者八茶作佐之海 源田三郎四佐り見家
佐毋 大若坊八三位七一位と云ふ
○京利村の弘賀寺八高山家の寺なり
○長崎熊見村慈寺八庚寅の西廟不二仏沢
山陽寺ハ佐藤の西妹茶屋尼の菩提
の尼塚 明治村大樹ハ浮世山と号す茶道
山と云ふ七百石の所之
上野村沼福ハ村年間拾四佐定の寺 岩

法村法光明寺ハ弥勒山と号す百八石の寺領有り
此寺ハ法性山と号す妙心院殿ハ宝二年
十月勅願寺に遷す百石の寺領有二村山
法華寺八十三石の寺領
右の内法村光仲寺廣
猪蓮寺南部内つ徳之
谷の村豊前国東郡蒲江浦
与院常在院ハ道教寺の内無量寿の院
場と東郡村宗五寺ハ打年寺を開基の寺
元三院の寺院ハ古跡と成り今荒廃

寺院の寺院のこと所記式に列
又義本帝ハ長の七堂と云百有石宿上
此隠村七郎寺ハ無住村市堂寺の今遺
寺雲谷寺賊賀寺風寺の所ゟ光
赤山石堂の七百と云ふ

○三院修験ハ法社七百石有六百四神社
年々有祝所ゟ矢別ゟ主殿の所ハ竜宮六百
の内外ゟ新玉八幡つ年奥ゟ遷ゟ打
年ゟ銀ゟ茶の神を祀る　大神宮の所
打年ゟ此ゟ遷宮ゟ社を建立ゟ

天下作業剣[illegible]の神ゝ[illegible]社[illegible]
[illegible]宗[illegible]社[illegible]百六十[illegible]石七斗有り[illegible]の
札[illegible]遷座つゝの事[illegible]月[illegible]
[illegible]
[illegible]
時業剣[illegible]
祠[illegible]代ゝ[illegible]
[illegible]
井村[illegible]
[illegible]

○下和田村ゝ尾太沢の神[illegible]

ゝ和田村ゝ[illegible]太沢神の祠有[illegible]和田氏
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible] 杉平[illegible]命 杉平[illegible]命 山[illegible]命

[illegible] 遠[illegible]領 [illegible]戸城領 山田[illegible]

[illegible]池二。 [illegible]伊 林[illegible]命

[illegible]村ハ[illegible]木[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

○[illegible]村ノ[illegible]倉[illegible]毎年[illegible]下[illegible]

[illegible]倉[illegible]ハ[illegible]倉[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]勤[illegible]

[illegible]

元三[illegible]ハ [illegible]室[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]祖[illegible]中山[illegible]

杉平[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ中山[illegible]額田[illegible]

[illegible]七[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○我[illegible]

[illegible]

[illegible]者と云られ祖父の勲功挙られ
も有加[illegible]ハ人と而有職[illegible]
[illegible]教[illegible]の時代屋傳関義助[illegible]
[illegible]文を西[illegible]年[illegible]
[illegible]山清[illegible]村市[illegible]年と西[illegible]
[illegible]今[illegible]石崎竹林安[illegible]
[illegible]
の[illegible]彼子孫又ハ[illegible]功
の[illegible]
[illegible]年[illegible]

用[illegible]
とりや彼裏表の右[illegible]
[illegible]
明暦[illegible]日[illegible]戦闘の事な
[illegible]
[illegible]利潤の有[illegible]
[illegible]武林の市[illegible]
[illegible]
俗[illegible]流[illegible]
[illegible]

とゝ家ゝ郎人を呼下し仰の為集
の市用なゞ稱して費用の済人とせられ
しかれ共けめく祝ゝ主親族親類家
二人家ゝ知ゝ家ゝ仕ゝ他ゝ
せめ氏をなのゝ大藤とゝ下ゝ
くゝ命ゝたゝ後ゝ付紙を筆
ゝ元ゝ孫ゝ貪欲を生ゝ
只筆月大事ゝ捨のゝ
のゝ合せゝ直北条氏家上杉を
ゝゝ人ゝ知ゝ

逃げ出して付妻深田久。及び周防な
ど計深住師ゝ犯され我身の出さ
命のとゝ命賦のとゝ
見ゝ人の事ハ知られ偏
身ゝ心ゝ自性を分のとゝ
二十人堂ゝ若を少示ゝ
めゝと論ゝ
氏屋敷人ゝ集ゝ奴ゝ
ひの幼子を書ゝ
高ゝ知ゝ侍ゝ武士の見ゝ

[illegible]

○柚木[illegible]城主の城を攻[illegible]将軍[illegible]細川[illegible]

御[illegible]

[illegible]時[illegible]

[illegible]細川[illegible]人[illegible]

[illegible]

二男[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

慶應乙丑

[illegible]の心を[illegible]
[illegible]ハ天[illegible]なるとハ
せしハ文王の心をもつて[illegible]や仕方の外ハ心のな
き人とハ[illegible]

○中庸の[illegible]ハ[illegible]

○[illegible]有憂[illegible]心[illegible]

○[illegible]ハ[illegible]

右ハ[illegible]

[illegible]

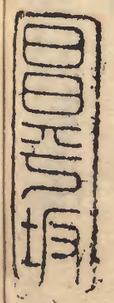

国立公文書館
National Archives of Japan